



2023/01/24 09:51 現在の情報です。

東京都千代田区永田町二丁目10番1号
TRIBAY CAPITAL株式会社

会社法人等番号	0104-01-112799	
商号	TRIBAY CAPITAL株式会社	
本店	東京都千代田区永田町二丁目10番1号	
公告をする方法	官報に掲載する方法とする。	
会社成立の年月日	平成26年7月1日	
目的	1. 優待付メンバーズカードの発行、管理及び優待付メンバーズカード利用者に対する各種特典の企画に関する業務 2. 観光に関する情報収集及び情報提供サービス業務 3. ウェブサイトの企画、開発、制作、保守及び運営に関する業務 4. 企業に対するコンサルティング業務 5. 再生可能エネルギーに関する投資及びコンサルティング等の業務 6. 前各号に附帯する一切の業務	
発行可能株式総数	2000株	
	8万株	令和 4年 6月 8日変更 令和 4年11月24日登記
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 399株	
	発行済株式の総数 19,599株 各種の株式の数 普通株式 399株 優先株式 19,200株	令和 4年 6月30日変更 令和 4年11月24日登記
資本金の額	金399万円	
	金9999万円	令和 4年 6月30日変更 令和 4年11月24日登記
発行可能種類株式総数及び発行する各種の株式の内容	普通株式40,000株 優先株式40,000株 1. 優先株主に対する配当金 (1) 当社が残余財産を分配するときは、優先株式を有する株主（以下「優先株主」という）に対して、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という）に先立ち、1株につき金1万円の優先分配金（以下「優先分配金」という）を分配する。 (2) 優先株主に対して優先分配金が分配された後に普通株主に残余財産を分配するときは、優先株主は優先株式1株当たりにつき、普通株式1株当たりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。 2. 優先株主の議決権 優先株主は、株主総会において議決権を有しない。 3. 種類株主総会 優先株式は、法令に別段の定めがある場合を除き、会社法第322条第1項に規定する種類株主総会の決議を要しない。 令和 4年 6月 8日変更 令和 4年11月24日登記	
株式の譲渡制限に関する規定	当社の発行する株式を譲渡によって取得するには代表取締役の承認を要する。	
役員に関する事項	取締役 三浦清志	
	東京都港区六本木六丁目12番3-2205号 代表取締役 三浦清志 東京都港区六本木六丁目12番3-3606号 代表取締役 三浦清志	令和 4年 1月11日住所 移転

		令和 4年 2月 9日登記
登記記録に関する事項	令和1年10月31日東京都港区虎ノ門五丁目1番5号メトロシティー神谷町3階から本店移転	令和 1年11月14日登記

*下線のあるものは抹消事項であることを示す。